

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社前原建設	代表者氏名	前原 敏治
主たる営業所の所在地	倉敷市吉岡416-4		
許可番号	岡山県知事 般-8 第14556号	許可を受けている建設業の種類	建、大

2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年3月16日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		
処分の内容			
<p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることがないように万全の社内体制の整備に努めること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）。</p>			
処分の原因となった事実	建設業法第11条第2項違反		
<p>(有) 前原建設は、令和3年2月4日に提出した建設業許可の更新申請に当たり、既に就任していた取締役（平成23年6月20日就任）について建設業法第11条第1項に規定する変更届出書（以下、「変更届」という。）を提出することなく、また、許可申請の添付書類である「役員等の一覧表」及び「許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書」に就任した取締役を記載することなく申請し許可を受けたことが、令和8年1月29日に受理した役員等の就任等に係る変更届により判明した。</p> <p>このことは、建設業法第5条、第6条及び第11条に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。</p>			
その他参考となる事項			